

平成29年6月吉日

鳥取県西部圏域  
市町村長 各位

鳥取県西部障害者自立支援協議会  
会長 中島 哲朗

### 第5期障害福祉計画及び障害児福祉計画作成に係る基本的な考え方について

平成28年6月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され、平成30年4月から施行となります。

障害者総合支援法の改正では、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活・就労・相談の一層の充実を図ること。児童福祉法の一部改正では、専門機関が有機的な連携を図り、多様化する障がい児支援のニーズにきめ細かく対応することとしています。

鳥取県西部自立支援協議会（以下協議会）では、鳥取県西部各市町村において策定される平成30年から32年を期限とする第5期「障害福祉計画」と、法改正によりはじめて策定される「障害児福祉計画」に対して、協議会としてのこれまでの実績及び地域課題等を踏まえ、基本的な考え方を下記に示すものとします。

### 記

#### （1）数値目標の設定について

数値目標の設定については、第4期計画の成果を検証したうえで、現在の鳥取県西部圏域の障害種別人数の動向、サービスの提供状況（需給バランス含む）、社会資源の充足状況（人的資源含む）を踏まえるとともに、各市町村の人口動態、地理的条件等も勘案し地域の実情に合った数値とし、合わせて協議会専門部会から上がった地域課題解決に向けての具体的なビジョンを示すこと。また、単に国が示す「指標」に基づき目標値を求めるのではなく、あくまで「地域の実情に合った」目標値とすること。

#### （2）計画の進捗管理と評価について

計画を着実に推進していくためには、計画の進捗管理を適切に行い、計画の評価や新たな課題への対応を随時図っていくことが必要となるため、計画作成時点において、どのタイミングで実績を把握し、誰が（参画団体等）評価を行うかについて具体的に明記するとともに、国の指針及び県の考え方も踏まえたうえで、積極的で柔軟性のある進捗管理と評価を行うこと。

#### （3）防災対策について

災害対策基本法の改正、協議会災害対策部会での検討結果を踏まえ、災害時に自力で避難行動をとることが困難な要支援者について、避難行動要支援者名簿の作成状況、災害時の情報伝達方法、一般避難所での合理的配慮、福祉避難所の体制整備、福祉避難所への誘導・対応方法、地域住民の協力体制など、各市町村が策定する防災計画、地域福祉計画、介護保険事業計画と連動したものとすること。